



2008年6月25日

各位

農林水産省からのJAS法に基づく指示について

当社子会社である神港魚類株式会社（以下、神港魚類）は、本日、農林水産省から、JAS法に基づく指示を受けました。

関係各位および消費者の皆様に対しまして、ご心配をおかけしましたこと誠に申し訳なく、お詫び申し上げます次第です。

本件は、2008年6月25日付け農林水産省のプレスリリースおよび添付神港魚類の説明どおりでございますが、近畿農政局の調査の結果、2008年3月7日から6月14日にかけて販売した商品の「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼」という記載が不適正な表示であることが判明いたしました。

神港魚類からは、食品を扱うグループとして、特に公設市場で事業を営む会社としてはあってはならないことであり、今回の指示を真摯に受け止め、再発防止に向け従業員の再教育と内部体制の再構築等を行う旨の報告を受けております。

当社といたしましては、引き続き、グループコンプライアンスの観点からの指導・監督に努めてまいり所存でございますので、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

平成 20 年 6 月 25 日

関係各位

神港魚類株式会社

JAS 法違反商品の販売に関するお詫び

本日、農林水産省より、弊社が販売していた「うなぎ蒲焼製品」の一部に関して、JAS 法（農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律）の規定に違反する旨の指示を受けました。お客様、関係各位に対して、多大なご迷惑・ご心配をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げます。

市場卸売業者として、まことに不適切な行為であったことを深く反省するとともに、今回の指示を真摯に受け止め、今後の再発の防止に向け、内部管理体制の再構築に全力を尽くし、産地証明書等、表示義務に対する組織的な内容チェック体制の強化、社員の再教育等、再発の防止に努めて参ります。

今後は、「安全・安心な水産物をお客様にお届けする」という会社本来の使命を改めて役職員一同重く受止め、二度とかかる事態を引き起こさないよう十分に注意してゆく所存であります。

以下に、本件に関する事実関係を簡略に記し、お知らせとさせていただきます。

1. 違反の内容

弊社は、2008 年 3 月 4 日から 4 月 21 日にかけて商品に添付された製造者の発行した産地証明書に基づき「愛知産 うなぎ蒲焼」として購入し、2008 年 3 月 7 日から 6 月 14 日までの間、同商品を販売して参りましたが、先般行われた農林水産省の調査の結果当該の産地証明書は偽造されたものであり、商品の「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼」という記載は、表示違反に当たるといえるものであります。

国産うなぎ蒲焼として販売した商品 約 49 トン（6 月 25 日現在）

2. 原因

社内調査の結果、長年の取引先様を信用し産地証明書の妥当性等、原料原産地の根拠の究明・確認を怠ったことが最大の原因であり、大変遺憾ながら、表示義務違反の商品販売を一定期間続ける結果となりました。

3. 商品の取り扱い

当該の商品につきましても、農林水産省の調査開始直後に販売を停止致し、既に販売している商品につきましても、お客様が特定されていることから調査結果を待たず、既に返品受付を開始しております。

以上

お問合せ先：神港魚類株式会社
Tel 078-672-7088